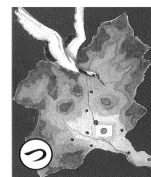




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年12月19日(水) 号外(第3号)

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第344号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年12月19日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-({ [2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル)フェノール(通称名25E-NBOH、2C-E-NBOH)及びその塩類
- (2) 3-[1-(1-ピペリジニル)シクロヘキシル]フェノール(通称名3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP)及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート(通称名NPB-22)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年12月20日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111